

国民健康保険・後期高齢者医療保険のお知らせ

納税通知書と保険料額決定通知書を7月に発送します

国民健康保険税の納税通知書を送付

7月上旬に国民健康保険（以下、「国保」）の加入世帯の世帯主宛てに納税通知書を発送します。病気やけがをしたときの医療費は、納付された国保税と国の補助金などで賄われています。納期までに国保税を納めましょう。

後期高齢者医療保険料額の決定通知書を送付

●普通徴収の人（保険料が年金から差し引かれない人）

7月中旬に保険料額決定通知書を封筒で発送します。納付書が同封されている場合は、納期限までに納めてください。第1期は7月31日（木）です。

●特別徴収の人（保険料が年金から差し引かれる人）

7月下旬にはがきで発送します。また、年度途中で75歳になる人や転入された人には、別途お知らせします。

便利な口座振替をご利用ください

国民健康保険税、後期高齢者医療保険料の納付は、納め忘れのない便利で確実な口座振替をご利用ください。国保税を口座振替していた人でも、後期高齢者医療保険料を口座振替する場合、新たに申し込みが必要です。希望する人は、通帳および届け出印を持参して、金融機関や市役所で手続きしてください。

8月1日から使う保険証などを発送します

現在使用している保険証の有効期限は7月31日（木）です。8月1日（木）からは、新しい保険証を使用してください。令和6年12月2日（月）から現行の保険証は発行されなくなりますが、今後お送りする保険証は券面に変更がない限り、記載の有効期限までお使いいただけます。



7月下旬
発送 国民健康保険被保険者証



8月1日からの新しい保険証（茶色）は、7月下旬に世帯主宛てに世帯員全員分を同封して特定記録郵便で発送します。新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。ただし、令和7年7月31日までに75歳を迎える人は誕生日の前日まで、70歳を迎える人は誕生日前日の属する月の月末までです。

●滞納者へは「資格証明書」を交付します

災害などの特別な理由もなく1年以上保険税を滞納している人には、資格証明書を発送します。資格証明書を提示して医療機関などで受診する場合、一度医療費を全額支払わなければなりませんので、保険税は忘れずに納めましょう。

限度額認定証をご利用ください

認定証を提示すると、支払いが自己負担限度額までになります。医療費が高額になりそうな人は、事前にお問い合わせの上、申請してください。

【国保加入者】8月以降に窓口で更新手続が必要です。

【後期加入者】現在認定証を受けていて、引き続き該当する場合、保険証と一緒に発送します。

*マイナ保険証などのオンライン資格確認により所得区分を確認できる場合は、上記の証を提示せずに資格確認ができるため、認定証は不要です。

7月中旬
発送 後期高齢者医療被保険者証



8月1日からの新しい保険証（緑色）を7月中旬に発送しますので、8月になっても保険証が届かない場合は、お問い合わせください。新しい保険証の有効期限は、令和7年7月31日です。

7月上旬
発送 福祉医療費受給資格者証



次の要件で受給資格者証の有効期限が7月31日の人に、新しい受給資格者証を発送します。高校生世代までの子どもで受給資格者証が発行されている人は、引き続き利用いただけます。

【重度心身・高齢重度障がい者】

受給資格者証の有効期限が7月31日の人で、引き続き受給資格の所得基準を満たす人に、8月1日からの新しい受給資格者証を7月上旬に発送します。

【ひとり親家庭などの福祉医療】

所得や婚姻状況などの受給資格を確認後に交付しますので、7月中旬に発送される通知をご確認ください。

国保税軽減世帯の拡大、課税限度額が変更になりました

地方税法施行令の改正で、国保税の軽減判定所得と課税限度額が表1・表2のとおり変更になりました。
※世帯主が国保加入者でない場合でも、世帯主の所得を加算して判定します。

※世帯の国保加入者の中に所得申告をしていない人がいる場合、軽減が行えません。

【表1】国保税の課税限度額

区分	変更前	変更後
医療給付費分	65万円	65万円
後期高齢者医療制度への支援金分	22万円	24万円
介護保険への納付金分 (40~64歳)	17万円	17万円
合計	104万円	106万円

【表2】国保税の軽減（被保険者均等割額と世帯平等割額が軽減）

軽減割合	軽減判定所得（※1）（対象となる世帯の前年の所得金額）	変更後
7割	43万円+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）（※3）以下	43万円+〔29万円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下
5割	43万円+〔29万円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下	43万円+〔54万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下
2割	43万円+〔53万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下	43万円+〔54万5千円×被保険者および特定同一世帯所属者数+10万円×（給与所得者等の数（※2）-1）〕（※3）以下

（※1）世帯主、世帯の被保険者および特定同一世帯所属者の前年中の総所得金額、分離短期譲渡所得、分離長期譲渡所得、先物取引に係る雑所得等および山林所得金額の合計です。ただし、65歳以上の人には、公的年金分の雑所得は15万円を控除した額とします。また、退職所得は含みません。

（※2）給与所得者等の条件：給与収入が55万円超または公的年金等の支給が65歳未満は60万円超、65歳以上は125万円超

（※3）給与所得者等の人数が2人以上の場合に、10万円×（給与所得者等の数-1）を加算します。

マイナ保険証をご利用ください

マイナ保険証とは、健康保険証として利用登録済みのマイナンバーカードのことです。令和6年12月2日以降、新たに国保または後期高齢者医療保険に加入された人や、転居などで保険証の券面に変更のあった人には「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」を発行します。なお、国保または後期高齢者医療保険以外の保険に加入されている人は、加入している保険者にお問い合わせください。

- ・マイナ保険証をお持ちでない人…保険証の代わりに「資格確認書」を送付します。「資格確認書」を保険医療機関などの窓口で提示するとこれまでどおり受診できます。
- ・マイナ保険証をお持ちの人…「資格情報のお知らせ」を送付します。マイナ保険証に対応していない保険医療機関などを受診される際は、マイナ保険証と一緒に提示すると受診できます。

マイナ保険証についての問い合わせ先 マイナンバー総合フリーダイヤル ☎ 0120(95)0178

●マイナ保険証のメリット

- ①医療費の節約…紙の保険証よりも医療費を節約でき、自己負担も低くなります。
- ②より良い医療を受けられる…過去に処方された薬や特定健診などの情報が医療機関と連携されるため、お薬手帳の提示や口頭での説明が不要になります。
- ③手続きなしで高額医療の限度額を超える支払いを免除できる…限度額適用認定証などがなくても、高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除されます。
- ④確定申告が簡単・便利に…医療費控除の確定申告を行うとき、マイナポータルで連携した医療費通知情報を使うことで自動入力できます。医療費の領収書などから集計する手間が省けるため確定申告が簡単になります。

マイナンバーカードを保険証として利用するための手続き方法

1.マイナンバーカードを申請

- ・オンライン申請（パソコン・スマートフォン）
- ・郵便による申請
- ・市役所の窓口で申請
- ・証明写真機からの申請

2.マイナンバーカードを健康保険証として登録

- ・医療機関・薬局の受付（カードリーダーで行う）
- ・マイナポータルから行う
- ・セブン銀行ATMから行う

問い合わせ先と申請窓口（下の2次元コードから市ホームページが閲覧できます。）

国民健康保険税について		納税通知書	税務課 ☎ (76)0964
		口座振替・納付	納税課 ☎ (76)0956
国民健康保険証および資格について			
後期高齢者医療について		福祉医療について	市民課 ☎ (76)0972